個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律
政令・規則の整備に向けた基本的な考え方について①、②、③
に関する意見

2026年11月5日
一般社団法人 新経済連盟

個人情報保護委員会事務局より示された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律 政令・規則の整備に向けた基本的な考え方について①（2026年9月16日公表）、②（同10月1日公表）、③（同10月14日公表）」について、以下のとおり意見を申し述べます。なお、現時点での意見であり、今後意見を追加する可能性があります。

【１】政令・規則の整備に向けた基本的な考え方について①（2026年9月16日公表）

１．　適正なデータ利活用の推進

①　取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い（法第18条第3項第7号、第20条第2項第7号、第27条第1項第8号）

【論点１】「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」として、どのような場合を規定すべきか（p.15）

- **「必要やむを得ない」の柔軟な解釈：**改正法第27条1項第8号における「契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合」の「必要やむを得ない」が限定的に解釈されることに強い懸念あり。「その情報提供がないと契約の履行が絶対にできない」というものに限らず、「その情報提供がなくても契約の履行が不可能ではないが、その情報提供がないと契約履行が円滑に進まず、本人にとっても第三者に情報提供がなされることが予測できるような場合」も含まれることを明確にすべきである。
 例：EMV 3Dセキュアを導入しているクレジットカード決済時の、加盟店からカード会社へのデバイス情報等の個人データの提供（※3Dセキュアは購入者側でその実施有無は選択できない。3Dセキュア導入は法的義務ではない。情報提供がなくても決済は可能だが情報提供がないとリスク判定でリスク高と判断されて決済非承認や追加認証が発生する。）
- 事業者と第三者の契約や契約の締結に先立った提供の場合についても同意取得例外として規定することには賛同。
- **トラブル対応時の関係者間連携：**顧客からの問い合わせ対応やトラブル解決に必要な場合に、本人のトラブル解決の希望等に応じて関連会社や決済会社へ個人データを提供する場合も「本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らか」な場合として整理してほしい。
 例：B社が対応に責任を持つある事象に関して本人からA社に問い合わせが入ってきた場合、個別ケースの対応を促すためにA社からB社に対して行われる、問い合わせ者の個人データを含む情報の提供。

２．　リスクに適切に対応した規律

①　子供の個人情報の取扱いに関する規律（法第35条第9項、第40条の2等）

【論点３】法律で規定された利用停止等請求の11類型の例外事由に対して、更に例外

事由を追加的に規定すべき場合があるか（改正法第35条第9項第12号関係）（p.23）

- **正当な目的での利用：**事業者に違法行為がなくても利用停止等請求がされることを踏まえると、不正利用防止や再利用防止の目的の場合、ターゲティング広告非表示の目的の場合等についても利用停止請求の例外として定めるべき。

【その他】

- **柔軟な同意取得方法の許容：**法定代理人からの同意取得の方法について、サービス等の特性や主たる利用者の年齢層、過剰な身分証情報等の収集を避ける観点なども踏まえた柔軟な方法を認め、法定代理人からの同意を得たうえで使うことを求める利用規約やプライバシーポリシーへの本人による同意といった方法が否定されないようにすべき。
- **意見の不一致への対応：**子供本人と法定代理人との意見が合致しない場合の考え方を明確にすべき。

② 顔特徴データ等に関する規律（法第16条第5項、第21条の2、第35条第7項等）

㋐ 定義関連

【論点１】本規律の適用対象となる「特定生体個人情報」に係る「特定生体個人識別符号」として、どの個人識別符号を対象とすべきか（改正法第16条第5項関係）（p.31）

- 顔特徴データ以外に規律対象とすべきものはない。

㋑ 周知義務関連

【論点２】どのような周知方法、どのような周知事項を周知義務に関して規定すべきか（改正法第21条の2第1項関係）（p.31）

- **柔軟な周知方法の許容：**顔特徴データは、固定式のカメラ・センサーに限らず、各個人の携帯端末等を通じて取得された画像や動画が取得経路となる場合もあること、顔特徴データの「取り扱い」事業者は、画像や動画を用いて利用されるソフトウェアやアプリケーションの提供事業者も含まれ得ることから、柔軟な周知対象や周知方法を認めるべき。

【２】政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（案）について②（2026年10月1日公表）

１．　適正なデータ利活用の推進

① 統計作成等の特例（法第2条第13項、第30条の2等）

㋐ 「統計作成等」の要件関連

【論点１】「個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」として、作成行為において講ずべき担保措置としてどのような要件を規定すべきか（p.19）

- **既存措置の容認と柔軟性：**PETs（プライバシー強化技術）の利用はあくまで1つの手段として考え、これに限定した要件とはせず、各事業者が導入している仕組みや措置も含めて幅広く認めるべき。
- **提供元の負担回避：**大規模事業者が複数の小規模事業者にシステムを提供し、当該システムに蓄積される小規模事業者のデータを統合・活用してAI開発を行うといった事例も考えられると

ころ、そのような場合の安全管理は実質的にシステム提供事業者が行っていることから、データを提供する側には過度な体制整備を求めず、あくまでデータ提供を受ける側の体制整備とすべき。

- **現行法の範囲での安全管理措置：**リスクに応じて適切な管理がなされていれば十分であり、現行法で求められている安全管理措置の範囲を超えた追加の要求を求めるべきでない。
- **復元・推測リスクへの対応：**AIやLLM等における復元・推測リスクについては、プロンプト入力制御や出力制御など出口側での管理も適切な措置の一つとすべき。
- **「特定の個人との対応関係の排斥」や「統計課等」のプロセス基準の明確化：**深層学習モデル等の機械学習における「特定の個人との対応関係の排斥」について、学習・推論・出力の3段階に応じた判断基準を明確化すべき。
- **「統計作成等」のプロセス基準提示：**統計作成等にあたり事業者がどのようなプロセスを踏んでいれば事後的に加工不足を問われないか、判断基準やプロセス基準を運用開始前にガイドライン・Q&Aで明確化すべき。
- **データ保有と消去の柔軟性（保有期間）：**統計作成等を継続して行う間はデータの保有を認め、消去措置については実務実態に即して現実的な措置が認められるようにすべき。

【論点２】「個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」に当たらないものとして除外・限定すべきものはあるか（p.20）

- **「利用」と「作成」の区別：**作成後のAIモデルの改善・テスト利用等は試行利用であり「作成の過程」に当たらないことを明確にし、「作成」と「利用」のプロセスを区別すべき。

㋑ 公表方法及び公表事項関連

【論点３】公表方法として、どのような方法を規定すべきか（p.22）

- **クローリング防止措置の柔軟化：**自社サイト全体のセキュリティ対策として一括でクローリング防止措置を行っている場合もあることから、該当ページの一律のクローリング防止措置の解除を求めず柔軟な対応を認めるべき。
- **事前公表期間の最短化：**公表から提供開始までの「不特定多数が認識するのに必要な期間」は最低限とし、ビジネススピードを阻害しないよう配慮すべき。委員会サイトに公表する場合、公表までのプロセスや公表に至るまでの期間の予見可能性も必要である。
- **一括公表・委員会指定サイトの活用：**委員会指定サイト等での提供元・提供先合同の単一ページによる一括公表を認め、小規模な提供元事業者の実務負担（自社サイト掲載や事業所内掲示等）を大幅に軽減するべき。

【論点４】公表事項として、どのような事項を規定すべきか（p.22）

- **公表事項の簡略化・類型化：**対象情報の内容や提供時期等は細かな粒度や網羅的な列挙ではなく、類型や期間による記載を許容すべき。
- **苦情窓口の一本化：**本人の権利行使に必要な苦情申し出先を提供先に一本化し、提供先に寄せられた提供元への苦情は提供先から提供元へ適切に連携・送付するといった柔軟な対応を認めるべき。

【論点５】公表事項のうち、簡易な変更の対象をどの事項とすべきか（p.23）

- 提案されている事項について簡易な変更の対象とすることに賛同。

【その他】

- **利用規約による合意の成立：**大規模事業者が複数の小規模事業者にシステムを提供し、当該システムに蓄積される小規模事業者のデータを統合・活用してAI開発を行うといった事例も考えられるところ、大規模事業者が小規模事業者に提示するシステム等の「利用規約」に本特例に基づく提供についても明記し、電磁的方法で利用事業者と当該利用規約に基づく利用契約を結ぶことで「書面による合意」要件を満たす旨をガイドライン等で明確化すべき。
- **介護保険法令等の守秘義務との整理：**介護保険法令等の運営基準上の秘密保持義務（守秘義務）と本特例の関係についてガイドライン等で明確に示すべき。

㋒ 第三者提供時の記録事項関連

【論点６】第三者提供時の記録事項として、どのような事項を規定すべきか（p.25）

- **重複記載の省略：**公表事項でカバーされている内容（提供元・提供先の名称等）は、確認記録義務における記載を省略・簡略化可能とすべき。
- **提供年月日・特定事項の運用：**継続的提供における提供年月日や特定に足りる事項の記録は、既存の同意に基づく提供の場合の運用（一括記録等）と同等の整理とすべき。
- **安全管理措置概要の記録負担軽減：**提供先が講じる措置の概要の記録等について、提供元事業者の負担とならない柔軟なフォーマット・運用を認めるべき。

２．　リスクに適切に対応した規律

① 委託先における個人データ等の適正な取扱い（法第58条の2等）

【論点１】契約において定めるべき「取扱いの方法」として、どのような事項を規定すべきか（p.40）

- **特定程度の合理化：**契約で定める処理内容（取得・保存・加工・消去等）の特定程度を実務的・合理的範囲にとどめるべき。

② 漏えい等報告・本人通知義務（法第26条等）

㋐ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合

【論点１】本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として、どのような場合を規定するか（p.46）

- **リスクベースによる絞り込み：**そもそも個人の権利利益侵害のおそれが少ない場合は法第26条の条文に規定されている通り、報告・通知の対象外であることを明確化すべき（「おそれ」の解釈運用の正常化）。
- **単体で意味を持たない情報の拡大：**本人通知代替措置の対象となる情報に、社内IDだけでなく、グループ内ID、復元できないハッシュ化メールアドレス等も含めるべき。
- **実質的アクセスなしの事案：**脆弱性を発見したものの外部アクセスが合理的に否定できるケースなどは、件数にかかわらず事業者のリスクベース判断を許容し、リスクが少ない場合は漏えい等報告・本人通知の対象外とすべき。
 例：一部の期間・情報についてのみログがないが、アクセスできる条件の特異性や残っているログから外部アクセスが発生していないことが合理的に判断できる場合。
- **リスクコントロールが可能な事案：**本来は閲覧権限がない者に閲覧可能な状態となったケース

で、誤って閲覧できる状態となった者が特定可能であってリスクコントロールが可能な事案については、件数にかかわらず事業者のリスクベース判断を許容し、リスクが少ない場合は漏えい等報告・本人通知の対象外とすべき。
例：アクセス権限設定のミスによってグループ会社の特定従業員1名に閲覧可能な状態になっていたが、発覚後速やかに権限を削除したケース。

㋑ 体制・手順に係る第三者の確認を受けること等を前提とした漏えい等報告の合理化関連

【論点２】どのような体制・手順について第三者の確認を受けた場合を合理化の対象とするか（p.47）

- 合理化の内容が速報免除や一定期間ごとのまとめての報告であることから、事案発生時の事実確認や本人通知、再発防止措置が自律的に行わることが客観的に確認できれば合理化の対象とすべき。

【論点３】どのような漏えい等事案を合理化の対象とするか（p.48）

- **確報取りまとめ事案の追加：**漏えいした個人データに係る本人の数が1名の事案に加え、実質的アクセスなしの事案や、リスクコントロールが可能な事案（これらはリスクが小さい場合そもそも報告対象外とすべきであるが、仮に報告対象となる場合）は、拡散や被害発生のリスクが小さいものとして、取りまとめての報告を許容すべき。

【論点４】体制・手順に係る確認を行う第三者の範囲について、どのように規定するか（p.48）

- **第三者確認主体の拡大：**第三者から体制・手順の確認を受けた事業者に、ISMS認証取得事業者等も含めるべき。なお、報告の合理化に特化して改めて確認を受けるのではなく、認証を取得していることをもって、報告の合理化が可能であると整理すべき。

㋒ サイバー対処能力強化法に基づくインシデント報告の基準との整合性関連

【論点５】サイバー対処能力強化法によるインシデント報告の基準との整合性をどう確保するか（p.49）

- **セキュリティ監査における混乱防止：**内部監査で見つかった脆弱性や一部ログ欠損のみで「おそれ」報告・通知を乱立させず、セキュリティ監査のインセンティブを削がないよう基準を整合させるべき。
- **ワンストップでの報告フロー：**同一の事象について複数の窓口に報告するのは非効率であるため、ワンストップで報告ができるようにフローを整備すべき。

㋓ 報告対象事態関連

【論点６】違法な個人データの第三者提供を報告対象事態とすべきか（p.50）

- **事後的に違法と判明したケースの明確化：**提供当時は適法と認識していたが事後的に解釈変更等で違法と判明した第三者提供について、事業者の萎縮を防ぐ観点から対象の考え方をあらかじめ明確化すべき。
- **個人の権利利益侵害のおそれが大きくない場合の除外：**同意取得画面に一時的な不具合があったものの同意を取得しなおした場合や、提供したデータが利用される前に削除された場合等、個人の権利利益侵害のおそれが大きくない場合は、報告の対象とすべきでない。

- **個人データの内容や件数・事案の性質に即した対象の限定：**「違法な」と表現しているが、法規定に反したものは全て含まれることから、個人データの内容や件数、事業者の目的や主観的要素なども含めて、法の条文に照らしてどのようなものが報告対象となるのか、慎重に検討したうえで対象を限定すべき。

【３】政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（案）について③（2026年10月14日公表）

１．　不適正利用等防止

①　連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得の禁止（法第2条第8項、第31条の2等）

【論点】特定の個人に対する連絡等が可能となる記述等として規定すべきものがほかにあるか（p.15）

- **対象行為の限定：**大前提として、不正取得と不適正利用行為を限定的に捉え、犯罪利用、フィッシング、詐欺などに限定すべき。
- **追加指定の見送り：**規則（第2条第8項第5号）での対象の追加は不要である。
- **Cookie ID「等」の拡大解釈の是正：** Cookie ID「等」の定義が過剰に拡大されていることに強い懸念がある。資料に想定として記載されている「SNSのID、広告識別子、アカウントID、IMEI等」について、本来の規定の趣旨（「特定の個人」への不適正な「連絡」を防止・禁止する）との不一致が甚だしいこと、Cookie IDも含めて「不適正利用」や「不正取得」の具体例が不明確であることから、改めて、「連絡（特定の個人に対する電気通信を利用した情報の伝達に利用）」の意味や、該当する場合としない場合とはどのような基準により判断されるのか、識別子の変換状況・照合可能性等により判断が変わるのか、具体的にどのような事案や情報を対象とするのか、慎重な検討を行うべき。なお、フィッシング以外の「不正取得」と犯罪利用や詐欺以外の「不適正利用」の具体例を、想定されているCookie ID「等」の例ごとに早急に示すべき。
- **BtoB業務上連絡先の区別と適法利用の明記：**法人間取引における業務上の連絡先（業務用メール・電話等）を区別し、与信審査、反社会的勢力排除、サプライチェーンDD等の取引安全確保利用が不適正利用に当たらないことを明らかにすべき。
- **公開情報の自動収集の扱い：**官報・登記・報道・公式サイト等の公開情報から適法な手段（自動収集含む）で取得する行為を直ちに不正取得とすべきでない。
- **正当な事業活動の除外：**正当な広告配信、分析、不正検知・セキュリティ目的の利用が不適正利用・不正取得に当たらない旨を明確化すべき。

②　オプトアウト制度の強化（法第27条第7項、第29条第1項等）

オプトアウト制度に基づく提供時関連（確認義務・記録義務）

【論点１】確認義務における提供先の確認方法としてどのような方法を規定すべきか（p.21）

- **確認義務の実務的水準設定：**反社チェックや信用調査などコンプライアンス目的の提供事業者について、受領者が合理的な方法で確認すれば足りる実務上対応可能な水準とすべき。

【論点４】記録義務の記録事項として何を規定すべきか（p.23）

- **通常提供との区別・記録事項：**オプトアウトにおける記録事項の追加が、本人同意に基づく通常の第三者提供の記録事項に変更を及ぼさないようにすべき。

個人データの提供を受ける際の確認・記録義務関連

【論点６】オプトアウト届出事業者が個人データの提供を受ける際の記録義務について、記録事項として追加的に規定すべきものはあるか（p.25）

- **事後検証可能性の確保：**確認担当者や日時等の事後検証に必要な事項を適切に整理すべき。

【論点７】個人情報保護委員会への届出事項として追加的に規定すべきものはあるか（p.25）

- **調査回避・妨害の防止：**届出・公表事項の拡充にあたり、反社会的勢力等の調査対象者による調査回避に悪用されないよう、届出事項と一般公表事項を分けて整理すべき。

２．　規律遵守の実効性確保のための規律

①　課徴金の導入（法第148条の3等）

㋐　課徴金納付命令の対象関連

【論点１】課徴金納付命令の対象外となる「個人の権利利益を害する程度が大きくない場合」としてどのような場合を規定すべきか（p.46）

- **全類型での対象外規定の設置：**途中で引き返す行為にインセンティブを与え、個人の権利利益の侵害の防止や被害拡大の防止に寄与できるよう、不適正利用以外の全類型（不正取得・統計特例・第三者提供）について、「個人の権利利益を害する程度が大きくない場合」（例：直ちに削除・返却した場合、非識別・非連絡の場合、利用目的変更で適法化できた場合等）を課徴金対象外として政令で規定すべき。
- **利用前に行為をやめて削除した場合の対象外化：**不正取得について、利用前に取得行為を中止し取得した情報を削除した場合には、課徴金対象外とすべき。
- **具体的な権利利益の侵害前の行為中止の場合：**第三者提供違反については、「提供先において本人の権利利益を害する当該個人データの利用が行われておらず、提供先によるデータの削除等により今後も利用されないことが予測できる場合」に課徴金対象外とすべき。
 例：同意取得の上API接続によりデータ連携しているが、設定ミスにより取得データが一時期同意取得の範囲を超えていた。しかし提供先が利用していたのは同意取得の範囲内のデータのみであったため、気づいた後直ちに連携設定を修正し、提供先が該当データを削除した。
- **事務的ミスの対象外化：**統計特例における手続上の不備（公表事項の一社書き忘れ等）を課徴金対象外とすべき。

【論点２】課徴金納付命令の対象外となる「個人の権利利益を害する程度が大きくない場合」を規定するに当たって、具体的にどのような場合を想定することが適当であるか（p.47）

- **除外対象とならない記述等の絞り込み：**除外されない記述等（連絡可能個人関連情報、特異な記述等）の範囲が広すぎて実質的に除外が機能しない点を修正すべき。
- **個人関連情報のみや連絡可能個人関連情報のみの場合の課徴金対象外の明確化：**そもそも個人関連情報や連絡可能個人関連情報にかかる行為は条文上課徴金納付命令の対象行為ではない。にもかかわらず、それらの情報が含まれていた場合には必ず課徴金対象という考え方はおかし

い。あくまで対象は個人データであって個人を識別できる状態で連絡可能な場合に権利利益侵害のおそれが高まるということであれば、「③その他の記述」が含まれていることをもって直ちに課徴金対象と判断すべきではない。

㋑ 課徴金額関連

【論点３】課徴金の算定方法として、どのような方法を規定すべきか（p.50）

- **算定基礎の限定：**課徴金の算定基礎となる対価を「違反と直接関係する対価」に限定し、パッケージ料金やAIモデル全体の利用料などを一律算定対象とすべきでない。
- **同意取得あり部分の金額控除：**事例2について全額を課徴金として算定するべきでない。100万人1000万円のうち1000人同意取得ミスがあった場合でも1000万円全てを算定対象とするのは過大すぎて不当である。
- **因果関係の要件化：**事例3について、「そのまま保持」と「それゆえ」の因果関係が合理的に判断できる場合に限定すべきである。

【論点４】合理的な推計方法として、どのような方法を規定すべきか（p.51）

- **人数掛け推計の過剰算定防止：**数千万人規模の統計データ処理において不当に高額な算定とならない合理的な推計方法とすべき。

㋓ 弁明の機会の付与に係る通知の公示方法関連

【論点７】不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法としてどのような方法を規定すべきか（p.55）

- **デジタル化・透明性の確保：**インターネットによる公示等、透明性のある手続きとすべき。

㋔ 課徴金納付命令に関し必要な事項関連

【論点８】課徴金納付命令に関し必要な事項として、どのような事項を規定すべきか（p.56）

- **「相当の注意」のガイドライン事前提示：**事業者を含めステークホルダーと丁寧な議論を行い、意見聴取し、実務実態を踏まえたうえで、「相当の注意を怠った者でないと認められる場合」の具体例や体制要件を、施行前にガイドラインで提示すべき。なお、「悪質事案に課徴金を」という当初の目的を踏まえれば、悪質事案以外が課徴金対象に含まれないようなガイドラインとすべきである。
- **事前相談の評価：**PPCビジネスサポートデスクでの事前相談制度を利用し、そこでのアドバイスに沿っていた事業者については、相当の注意を払っていた者として除外対象とすべき。

以上